

千葉県市町村交通災害共済制度の概要

(集団会員)

1 集団会員の要件

共済期間の始まる時（６月１日又は９月１日）に、小学校・中学校・義務教育学校・特別支援学校及び幼稚園並びに認定こども園並びに保育所その他の児童福祉施設等に在籍している児童、生徒及び乳幼児が、その学校又は児童福祉施設ごとに同時に加入する場合。

※ 個別に加入する場合は、集団会員とはなりません。

2 共済期間と会費

共 済 期 間	会 費
① ６月１日 ～ 翌年５月３１日	３５０円
② ９月１日 ～ 翌年５月３１日 〔 新入学児童等が申し込む場合、又は中途転入等の理由により ６月１日からの会員に加入申込みができなかった場合など 〕	３００円

《中学卒業見込者の特例（引継一般会員）》

中学３年生が卒業後の一般会員期間も含めて申し込む場合

共 済 期 間	会 費
③ ６月１日 ～ 翌年 <u>８</u> 月３１日	５５０円
④ ９月１日 ～ 翌年 <u>８</u> 月３１日	５００円

卒業後の６月１日から８月３１日までの３ヶ月間の一般会員期間について、上記の①又は②の会費に、プラス２００円で加入することができます。

3 対象となる交通災害

- (１) 車両の交通による事故で、自動車安全運転センターから“人身事故”として「交通事故証明書」が交付されたもの（自動車損害賠償保険法による保険金（共済金）が支払われた交通事故など一定の要件を満たした場合にも対象となる場合があります。）。

※ 車両の交通による事故の場合は、必ず警察に人身事故として届出をしてください。警察に届出をしておかないと交通事故証明書は交付されません。

また、人身事故として届出をしないと同乗者の場合は氏名は登載されず証明が無いこととなります。

- (２) 電車等の交通による事故で、警察署が証明したもの（警察署の証明が得られない場合は、駅長等現場責任者の事故の事実を証明する書類により、交通災害共済取扱主任が確認できる事故も対象となります。）

4 見舞金額 別表のとおり

5 見舞金の請求の時期

- (1) 死亡の場合・・・速やかに請求
- (2) 傷害の場合・・・以下の場合を除き、治ゆ（症状の固定を含む。）してから。
 - ① 生活保護法の規定に基づく保護を受けている場合
 - ② 当該交通事故の日から3ヶ月を経過してもなおその傷害が治らない場合

※ 見舞金を請求できるのは、死亡した日又は傷害の治ゆした日の翌日から起算して、2年以内です。

6 見舞金の請求に必要なもの

- (1) 請求書（市町村の窓口にあります。）
- (2) 自動車安全運転センターの発行する交通事故証明書の原本などの証拠書類
- (3) 医師が証明する交通災害共済用診断書の原本（市町村の窓口にあります。）
死亡の場合は死亡診断書（死体検案書）
- (4) 親権者又は後見人の印鑑

7 その他

- (1) 故意又は重大な過失、並びに地震などの天災、内乱などによる事故等の場合は、見舞金は支給されません。
- (2) 交通事故証明書（会員の名前が載っているもの）が得られない場合は、原則として見舞金は支給されませんが、自動車損害賠償保障法による保険金（共済金）が支払われた場合又は、救急車等で医療機関へ搬送したことを証する書類が得られる場合は、30,000円を限度に見舞金が支給されます。

参考 令和6年度（令和7年2月末日現在）の状況

① 加入者 126,426人（うち団体会員98,265人）

② 見舞金の支給状況〔（ ）内は、団体会員〕

見舞金の種類	死 亡 見 舞 金	傷 害 見 舞 金	身 障 見 舞 金	遺児見舞金	合 計
人 数	3 人	203 人 (73 人)	1 人	0 人	207 人 (74 人)
支給額	4,500 千円	19,005 千円 (3,655 千円)	500 千円	0 千円	24,005 千円 (4,155 千円)

別 表

見 舞 金 の 額

① 死亡の場合（死亡見舞金） 1,500,000円

（傷害見舞金及び身障見舞金の支払いを受けた者が、当該傷害を原因として災害を受けた日から１年以内に死亡した場合は、死亡に対する共済見舞金と、すでに支払った傷害見舞金（遺児見舞金を除く。）との差額分を支給決定とします。）

② 傷害の場合（障害見舞金） 次のとおりです。

等級	入院及び通院治療実日数		金 額
1	286日以上		500,000円
2	271日以上	285日以下	475,000円
3	256日以上	270日以下	450,000円
4	241日以上	255日以下	425,000円
5	226日以上	240日以下	400,000円
6	211日以上	225日以下	375,000円
7	196日以上	210日以下	350,000円
8	181日以上	195日以下	325,000円
9	166日以上	180日以下	300,000円
10	151日以上	165日以下	275,000円
11	136日以上	150日以下	250,000円
12	121日以上	135日以下	225,000円
13	106日以上	120日以下	200,000円
14	91日以上	105日以下	175,000円
15	76日以上	90日以下	150,000円
16	61日以上	75日以下	125,000円
17	46日以上	60日以下	100,000円
18	31日以上	45日以下	75,000円
19	16日以上	30日以下	50,000円
20	6日以上	15日以下	30,000円
21	1日以上	5日以下	20,000円

③ 障害が残った場合（身障見舞金） 500,000円

（身体障害者福祉法施行規則の１級又は２級）